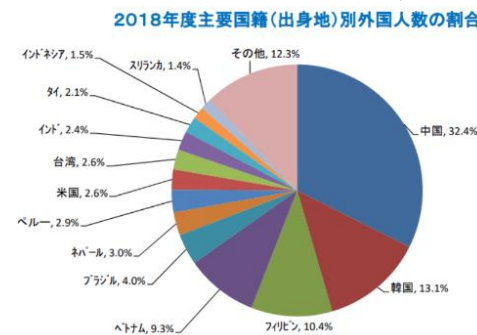


第 20 期第 3 回消費生活審議会委員の意見について

No	発言委員	発言概要	指針改定作業への対応方針
1	士野委員	基本方向 2 のところで、高齢者と障がい者とは、アプローチも変えていかなければならないはず。高齢者と障がい者を分けて取り扱っていただけるとよろしいのではないかと思います。	ご意見のとおり、高齢者と障がい者とは、アプローチも変えていかなければならないところであり、特性に応じて啓発資料の作成や連携する機関を工夫していくことが必要と認識しているところです。 改定指針では、消費者として十分な行為能力が期待できず、周囲の支えが必要な主体に対する見守りという点で共通の括り【高齢者、障がい者】のままとしています。若者・外国人の部分との記載のバランスも考慮しつつ、従来より丁寧に記載し、特性に応じて施策を推進することを表現しました。
2	丸山委員	外国語の中にベトナム語が入っていないので、ベトナムの人の割合が多くないので順番としてリーフレットとして入っていないということであれば、それはそれでいいと思いますが、確認をしていただきたい。	県内外国人統計（外国人登録者統計）によると、2018 年度の外国人数の割合は、以下のとおりで、ベトナム国籍の人は、中国、韓国、フィリピンに次いで四番目（9.3%）に多い状況です。 今後、外国語版の資料を作成する際は、最新の状況を踏まえて作成してまいります。 <b>2018年度主要国籍(出身地)別外国人数の割合</b>
3	高田委員	どれがエシカル消費で何がエシカル消費ではないのかということ、ある程度はつきり提示していかないと、促進も難しいのではないかと思います。	改定素案では、エシカル消費という言葉について、例示を交えながら分かり易く解説しました。 また、改定案では、エシカル消費に関するコラムの追加を検討します。



No	発言委員	発言概要	指針改定作業への対応方針
4	菊池委員	「悪質な訪問販売撲滅」に関するものとして、いろいろ事業者の対応等々の議論がなされました。その時に、どれだけ事業者と被害情報を共有できるかが非常に重要なポイントではないかと感じました。提供ですとか啓発はどういう形でもできるのですが、被害情報を事業者と共有している中で、日常的にそういう中でいろいろな対策をとっていくことが大事だと思いますので、共有というキーワードをどこかに入れていただけるとよいと感じました。	事業者団体との連携による普及啓発において、単に意見や情報の交換を行うという表現から、一歩進めて、「 <u>被害情報の共有や意見交換を行う</u> 」と修正し、消費者被害の未然防止を図ることとしました。
5	石岡委員	災害発生の問題について、民法改正やSDGsの問題については個別の具体的な施策との関係がある程度見えて来ますが、具体的に想定している消費者トラブルというものがあるって、それに対応してここに掲げたのだとすれば、個別の項目に反映されているのでしょうか。先ほどの御説明によれば、「災害等非常事態における消費生活に関する知識と理解の促進」といったところが対応するのかもしれませんが、具体的に課題を掲げ、どういうふう施策を盛り込んでいくのか、ある程度見えたほうがいい。	「消費者生活に関連するその他の教育との連携」の中で、kw連部局との連携による災害等の非常時の合理的行動のための知識・理解を位置付けました。 具体的には、災害対策の所管課と連携し、防災や災害対応に関する啓発資料や催しの実施時に、関連する消費者トラブルに関する注意啓発を行っていくことを検討します。
6	石岡委員	言葉の問題について違和感があったのが、「担い手の育成と活用」。「活用」というのはモノに対して使うもので、人に対してはあまりそぐわないので、違う文言にしてはどうかと思いました。	改定素案では、「担い手の育成・活動の支援」として修正しました。
7	錦委員	教材を電子データ化して各学校で先生が、授業の内容に沿って、ダウンロードして生徒に配ることができるようにすれば、もっと様々な相談の被害情報を反映した最新の消費者教育の情報を授業で活用できるのではないのでしょうか。この先5年間、消費者教育に必要な情報はどんどん変わっていきますので、現在の資料の改定のみではなく、更なる教材の充実や、学校現場への最新情報の提供があってもいいのではと思いました。その点、構成事業イメージの方だけでも結構ですので、それを踏まえたうえでの指針項目にしていいただければと思います。	教材の電子データ化については、可能な範囲で実施していきます。 改定素案では、重点施策2の中で以下の記載を追加しました。 <b>「神奈川県における消費者教育推進協議会」での検討等を通じて教育現場と連携を図りながら、<u>教員が活用しやすい教材の作成、提供に取り組む</u></b> 中柱「様々な場やライフステージに応じた消費者教育の推進」-小柱「学校等における消費者教育の推進」の中の【小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等】において、以下の記載を追加しました。

No	発言委員	発言概要	指針改定作業への対応方針
			<p>また、学校や教育機関との連携を進めながら、児童、生徒の発達段階に応じた教育教材等を作成するとともに、これらの教材を活用した講座や、インターネット被害未然防止に特化した講座の実施に取り組みます。</p> <p><u>教員に対しては、消費者問題への理解を促進するための研修を実施するほか、ニーズに応じた情報や教材の提供を行っていきます。</u></p> <p>さらに、動画やホームページ、SNSを活用して、児童・生徒に伝わりやすい<u>効果的な情報発信</u>を行っていきます。</p>
8	錦委員	<p>環境教育については、「ウ 持続可能な社会の形成に貢献する消費活動の促進」が、もしかするとより関連性が強いのではないのでしょうか。</p>	<p>この指針は都道府県消費者教育推進計画として位置付けています。都道府県消費者教育推進計画は、国の「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を踏まえて定めることとされており（消費者教育推進法第10条）、必要な事項は</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消費者教育の推進の意義及び基本的な方向に関する事項</li> <li>2. 消費者教育の推進の内容に関する事項</li> <li><b>3. 関連する他の消費者施策との連携に関する基本的な事項</b></li> <li>4. その他消費者教育の推進に関する重要事項</li> </ol> <p>とされていることから、この3項の規定に基づき、環境教育については「消費生活に関連するその他の教育との連携」に位置付けています。</p>
9	天野委員	<p>教員にとっては、1年の学習計画の中で、どの教科で何を優先的にとりあげればいいのか、そういった優先順位的なものから特にターゲット的に、ここでこういうものを指導したらいいということ、教員との連携として入れていただくと、現場の先生たちのニーズに合わせて情報発信できるのではと思います。</p>	<p>改定素案では、重点施策2の中で以下の記載を追加しました。</p> <p><u>「神奈川県各学校における消費者教育推進協議会」での検討等を通じて教育現場と連携を図りながら、教員が活用しやすい教材の作成、提供に取り組む</u></p> <p>中柱「様々な場やライフステージに応じた消費者教育の推進」 -小柱「学校等における消費者教育の推進」の中の【小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等】において、以下の記載を追加しました。</p> <p>また、学校や教育機関との連携を進めながら、児童、生徒の発達段階に応じた教育教材等を作成するとともに、これらの教材</p>

No	発言委員	発言概要	指針改定作業への対応方針
			<p>を活用した講座や、インターネット被害未然防止に特化した講座の実施に取り組みます。</p> <p><u>教員に対しては、消費者問題への理解を促進するための研修を実施するほか、ニーズに応じた情報や教材の提供を行っていきます。</u></p> <p>さらに、動画やホームページ、SNSを活用して、児童・生徒に伝わりやすい<u>効果的な情報発信</u>を行っていきます。</p>
10	三好委員	<p>エシカル消費という言葉がピンとこないものですから、例えば「望ましい消費の推進」とか、「持続可能な消費活動の推進」といった言葉で表現されたほうがいいのではないのでしょうか。</p>	<p>エシカル消費という言葉は、まだ県民へ普及していないと思われますが、改定指針では、具体的な例示を記載するとともに、改定案ではコラムを加え、分かり易く記載してまいります。</p>
11	高田委員	<p>「消費の促進」というところがありますので、ここところが、持っていく方を考えまないと、企業から見ると環境配慮へのいきっかけになるのですが、ある意味で企業側に寄ってしまうと、いかがなものかという御意見が出やすいのではないかと感じました。</p>	<p>改定素案では、商品の買い替えを促すという趣旨ではなく、商品を購入する際に、社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援することを意識することが重要であり、行政、消費者団体、事業者・事業者団体等と連携し、そうしたエシカル消費に関連する取組みについて普及・啓発を行っていくという趣旨で記載しました。</p>